

多言語多文化研究に向けた複合型派遣プログラム
派遣先機関等利用マニュアル

2011 年 10 月 27 日

| | |
|-------------|---------------------|
| 派遣者氏名（専門分野） | 富永悠介 (文化形態論 日本学) |
|-------------|---------------------|

| | |
|------|----------------------------------|
| 派遣期間 | 2011 年 8 月 22 日 ~ 2011 年 9 月 5 日 |
|------|----------------------------------|

派遣研究機関

| | | |
|----|----|-------|
| 国 | 都市 | 訪問機関 |
| 台湾 | 台北 | 檔案管理局 |

利用マニュアル（利用申請に必要な書類、手続き、リサーチ方法等を記入）

台湾では 2001 年に国家檔案法が發布された（檔案は公文書にあたる）。これによって全ての国家檔案が檔案管理局に保管されるかに思えたが、その作業はいまだ滞っている印象を受ける。檔案管理の一元化には時間がまだかかりそうだ。しかし、檔案管理局が 2009 年に開設した「[檔案資源整合查詢平台](#)」によって公文書の横断的検索が可能になり、公文書へのアクセスが一段と便利になったといえよう。とはいえ、繰り返しなるが、檔案管理局に全ての檔案が保管されているわけではないので、自分の見たい史料を保管している機関に足を運ぶ必要がある。



檔案管理局

住所：台北市中山區伊通街 59 巷 10 號

開館時間：月曜日から金曜日、9：00～17：00

利用方法：

檔案管理局は、台北捷運（MRT）の南京站から歩いて 5 分ほどの距離にある。入り組んだ場所にあるため探すのに若干苦勞した。

文書は、檔案管理局の一階にある閲覧室で見ることができる。身分証明書を提示、入室し、専用のパソコンを使って検索する。しかし、すぐにデータファイル化された文書を閲覧することはできない。

史料を閲覧するためにはまず「国家檔案応用申請書」（右写真）という書類に、閲覧申請したい文書名や番号などを記入し、提出する。それを受けて管理局の側が審査をし、公開できる内容の史料のみ閲覧することが出来る。その

審査には約一週間かかる。また、管理局ではプリントアウトのサービスは行っていない。自分の必要な史料を指定すれば、管理局のほうでそれを CD に焼いてくれる。CD 作製はその場ですぐしてくれるので、時間はかからない。ただ、閲覧申請の審査に時間がかかるので、このことを念頭に入れ調査予定を組みたい。

